

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例四十三号

#### 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

##### 例の一部を改正する条例

(広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例(昭和二十六年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―4 (略) 5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。(略)	附則 1―4 (略) 5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。(略)

(広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第二条 広島県高等学校等奨学金貸付条例(平成十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則	附 則
<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県分担金等に関する延滞金徴収条例附則第五項及び第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。